



総人第 1795 号

平成 30 年 12 月 5 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 下江 太一 様

寝屋川市長



秋季年末闘争重点要求書（回答）

2018 年 11 月 8 日付け、寝市職労第 3 号で要求のありました秋季年末闘争重点要求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
<p>1 憲法と地方自治を守り、職員の賃金・労働条件については、総務省・府市町村課による、地方自治の前提を無視した介入・干渉を排除し、労使合意と地方自治の原則に沿って交渉で決定すること。</p>	<p>1 職員の給与その他の勤務条件については、誠実に協議・交渉を行う。</p>
<p>2 2018 年人事院勧告に基づく引き上げを 4 月に遡り直ちに実施するとともに、生活改善措置を講ずること。</p>	<p>2 平成 30 年度の給与改定については、平成 30 年人事院勧告と同様の改定を実施し、当該改定に伴う差額については、一般職の職員の給与に関する法律の改正を見定め、条例改正後早い時期に支給する。</p>
<p>3 新たな監督職員について、市職労案</p>	<p>3 管理監督職制度については、適正か</p>

<p>を基に協議を開始すること。</p> <p>4 人事給与改革プランに関しては、労使合意をもって行うこと。</p> <p>5 地域手当について、地域の生活実態や経済的同一性を踏まえ、16%とすること。</p> <p>6 係長の管理職手当額を超える分の時間外勤務手当、休日手当を支給すること。</p> <p>7 年末一時金は、期末手当に一本化し、12月10日までに支給すること。</p> <p>8 誰でも4級・40万円に到達する賃金制度を確立すること。</p> <p>9 特に賃金の低い青年層に配慮すること。</p> <p>10 前歴換算が5割になっている職員について、8割換算に引き上げ、賃金を是正すること。</p>	<p>つ実効性のある提案があれば必要に応じて協議する。</p> <p>4 人事・給与制度改革プランの各取組項目については、合意を基本に、必要に応じて協議を行う。</p> <p>5 地域手当については、現行どおりとする。</p> <p>6 係長に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。</p> <p>7 平成30年12月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき2.245月分（再任用職員については1.225月分）を標準とし、平成30年12月10日に支給する。</p> <p>8、9 給与に関しては、職務給の原則（職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとする原則）の更なる徹底を図る。</p> <p>10 前歴換算については、職種等に応じた経験年数を採用時に実施しており、一律換算は行わない。</p>
---	---

<p>11 職場実態や人材育成の観点から、職種バランスを鑑み、実態に見合った採用を行うこと。</p>	<p>11 人員確保及び職員配置については、第6期定員適正化計画を基本に、各部署の職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、引き続き精査・検討する。</p>
<p>12 人事評価制度について、B評価者に対する一時金への反映を見直すこと。係長を評価者から除外すること。</p>	<p>12、13 人事評価については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正に運用する。</p>
<p>13 任期付短時間職員・再任用職員について、人事評価制度の対象から除外すること。</p>	
<p>14 育児休暇取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。</p>	<p>14 運用が困難であるため、現時点では考えていない。</p>
<p>15 総合センター移転に関して職場の意見を聞いた上で、労働条件・レイアウトに関して、協議を行うこと。</p>	<p>15 総合センター移転に関しては、必要に応じて協議を行うなど適正に対応する。</p>
<p>16 中核市移行に伴い保健所設置に関して大阪府から十分引継が行うことができるような体制の確保を大阪府に要求すること。</p>	<p>16 中核市移行に伴う保健所設置に関しては、業務の引継ぎが円滑に実施できるよう、府と調整を行う。</p>
<p>任期付短時間勤務職員について</p>	<p>任期付短時間勤務職員について</p>
<p>17 任期付短時間職員の結婚休暇など正規職員同様の休暇制度を整備すること。</p>	<p>17～20、24～27 非正規職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き</p>

18 任期付短時間職員の賃金の経年加算を拡充すること。

19 任期付短時間職員の賃金について、職員確保の観点から大幅に引き上げること。

20 任期付短時間職員の代替職員については任期付短時間職員で対応すること。

再任用職員について

21 定年退職者の再任用について、希望する職員全員を任用すること。

22 フルタイム再任用職員の賃金に引き上げを行うこと。5級以上での任用を行うこと。

23 フルタイム再任用職員の一時金を、正規職員と同月数とすること。

非常勤職員・アルバイト職員について

24 非常勤職員に一時金を支給すること。

25 非常勤職員・アルバイト職員の休暇制度を拡充すること。夏季休暇・病気休暇を新設すること。

続き適切に対応する。会計年度任用職員制度の導入に当たっては、合意を基本に、必要に応じて協議を行う。

再任用職員について

21～23

再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。

26 アルバイト職員の賃金を、時給1,000円以上に引き上げ、改善を行うこと。

27 会計年度職員について、処遇改善につながる賃金制度とすること。

その他

28 健康管理に対する意識啓発を図り、職員の健康対策の充実を図ること。また、労働安全衛生活動の推進にかかる職員体制を強化すること。

29 パワーハラスメントの指針を作成すること。

30 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。

31 インフルエンザ予防接種の補助について、家族まで拡充すること。

32 インフルエンザ予防接種を非正規職員、再任用職員に対して公費で行うこと。

その他

28、30

労働安全衛生への取組については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康で働きやすい職場環境の形成に努める。

29 パワーハラスメントの指針の作成については、国の動向を注視し、適切に対応する。

31 インフルエンザ予防接種の補助については、現行どおりとする。

32 公費での助成については、市民に理解が得られることが困難であるため、考えていない。